

日本赤十字社等に寄せられた義援金とその配付状況—その6—

[全体状況]

日本赤十字社と中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の四団体に寄せられた国内外の皆様方からの東日本大震災の義援金は、9月2日現在で3,207億円です。8月の1ヶ月間で118億円寄せられるなど、毎日増えています。皆様方の温かいご支援に深く感謝申し上げます。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められます。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で、被災者の御手元に届けられています。

日本赤十字社等では、宮城県など被害が大きかった地域での未確定の被害に対応するための当面の留保分を除き、順次送金しています。現在までに、募金総額の9割の2,862億円が都道県に送金されています。

<第1次分について>

第1次分については、4月に基本方針（※1）が定められ、888億円が市町村に送金されています。

被災者への配付状況は、配付額で794億円、配付件数で28万7,444件となっています。市町村に送金された義援金の9割が被災者のお手元に届いています。

（※1）4月に定められた基本方針

・死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
・住宅全壊（焼）	1戸当たり	35万円
・住宅半壊（焼）	1戸当たり	18万円
・原発避難関係世帯	1世帯当たり	35万円

<第2次分について>

第2次分については、6月に基本方針（※2）が定められ、1,522億円が市町村に送金されています。

第2次分の被災者への配付基準については、各都道県の義援金配分委員会で決定されていますが、福島県を除いて概ね第1次分の対象と同様とされています。この場合は新たな罹災証明書の発行や振込口座の確認等が不要ですので、第1次分以上のスピードで配付が進んでおり、市町村へ送金された額の8割弱が配付されています。配付方法を変更した福島県を除いて、第2次分の配付件数と第1次分の配付件数を比較すると、9割（第2次分17万758件÷第1次分18万9,496件）となっています。

（※2）6月に定められた基本方針

- ・被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被災の程度の指標とする。
- ・特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

[被災都道県別の状況]

(1) 被災3県の状況

○岩手県

- ・第1次分は、8割強の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に1次分を配付した方への配付が概ね完了しています。

○宮城県

- ・第1次分は、9割強の配付が完了しています。なお、配付が遅れていた仙台市は、この間、急速に配付を進めています（8月26日との比較で、第1次分が7割から9割へ、第2次分が1割強から5割強へと増えています）。
- ・第2次分は、既に第1次を配付した方の9割弱への配付が完了しています。

○福島県

- ・第1次分は、9割強の配付が完了しています。
- ・第2次分は、
 - ① 市町村に対し被災状況に応じ枠配分とし、市町村に配付基準を委ねることとされため、市町村における配付基準の策定手續が必要となった
 - ② 東京電力から原発事故の仮払金が支払われた地域の市町村を中心に、第1次分の世帯単位の考え方から第2次分は個人単位に切り替えたなどの事情があり、他県とは異なっていますが、市町村に送金された第2次分の額の7割強の配付が完了しています。ただし、伊達市、桑折町、天栄村の3市町村で配付が開始されていません。

(2) その他12都道県の状況

①配付が完了している自治体

- ・北海道
- ・新潟県
- ・長野県

②配付が概ね完了している自治体

- ・青森県
- ・群馬県
- ・栃木県（新たに被害が確認された小山市は、第1次分、第2次分とも、今後配付）
- ・東京都

③その他の自治体

○山形県《配付対象は12件》

- ・第1次分は、中山町で新たに被害（4件）が確認され、配付が6割弱となっています。
- ・第2次分は、第1次分が配付された方への配付は完了しています。

○茨城県《配付対象は2万1, 342件》

- ・第1次分、第2次分とも、8割強の配付が完了しています。
- ・第2次分は、第1次分が配付された方への配付が概ね完了しています。

○埼玉県《配付対象は211件》

- ・第1次分、第2次分とも、8割強の配付が完了しています。ただし、第1次分で本庄市（1件）と春日部市（4件）の2市、第2次分で行田市（1件）と春日部市（4件）の2市が未配付です。

○千葉県《配付対象は1万2百件強》

- ・第1次分は、7割強の配付が完了しています。
- ・第2次分は、7割弱となっていますが、第1次分が配付された方の9割への配付が完了しています。ただし、松戸市、東金市、習志野市、流山市、袖ヶ浦市、神崎町の6市町が未配付です。

○神奈川県《配付対象は47件》

- ・第1次分は、2割強の配付に留まっており、第2次分は、第1次分が配付された方への配付は完了しています。ただし、未だ第1次分、第2次分とともに、横浜市（32件）、大和市（1件）の2市が配付を開始していません。